

松伏町指名停止措置状況（令和6年度）

令和6年7月25日現在

No.	業者名	本社所在地	指名停止の理由	松伏町建設工事等及び物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要綱に係る該当条項	指名停止期間			備考
					始期	終期	期間	
1	株式会社久米設計	東京都江東区潮見2-1-22	宮崎県串間市が発注した消防庁舎新築工事設計業務委託の指名競争入札において、入札の公正を書したとして、令和5年11月16日、株式会社久米設計の九州支社長並びに顧問及びランドブレイン株式会社の社員が公契約関係競売等妨害罪の容疑で逮捕されたため。	第2条別表第2第4号 (競売入札妨害又は談合)	令和6年3月15日	令和6年8月14日	5月	
2	株式会社銭高組	大阪府大阪市西区西本町2-2-4	当該業者（共同企業体）は、施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」において、労働基準監督署への事故報告を行わなかったことにより、代表構成員である大成建設株式会社の従業員が労働安全衛生法違反で令和6年3月26日に罰金刑の略式命令を受けたため。	第3条第2項 別表第2第7号 (不正又は不誠実行為) 第4条第2項第2号	令和6年7月25日	令和6年9月24日	2月	第4条第2項第2号に基づき短期加重措置を適用
3	大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿1-25-1	当該業者（共同企業体）は、施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」において、労働基準監督署への事故報告を行わなかったことにより、当該業者の従業員が労働安全衛生法違反で令和6年3月26日に罰金刑の略式命令を受けたため。	第2条第1項 別表第2第7号 (不正又は不誠実行為)	令和6年7月25日	令和6年8月24日	1月	
4	佐藤工業株式会社	東京都中央区日本橋本町4-12-19	当該業者（共同企業体）は、施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」において、労働基準監督署への事故報告を行わなかったことにより、代表構成員である大成建設株式会社の従業員が労働安全衛生法違反で令和6年3月26日に罰金刑の略式命令を受けたため。	第2条第1項 別表第2第7号 (不正又は不誠実行為)	令和6年7月25日	令和6年8月24日	1月	
5	葉隠勇進株式会社	東京都港区芝四丁目13-3 PMO田町東10階	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を長期間にわたり行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	第2条第1項 別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	令和6年7月25日	令和6年11月24日	4月	
6	東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区押上1丁目1番2号	青森市が指名競争入札の方法により発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。	第2条第1項 別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	令和6年7月25日	令和6年11月24日	4月	
7	名鉄観光サービス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 住友生命名古屋ビル	青森市が指名競争入札の方法により発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。	第2条第1項 別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	令和6年7月25日	令和6年11月24日	4月	

松伏町指名停止措置状況（令和6年度）

令和6年7月25日現在

No.	業者名	本社所在地	指名停止の理由	松伏町建設工事等及び物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要綱に係る該当条項	指名停止期間			備考
					始期	終期	期間	
8	株式会社JTB	東京都品川区東品川2-3-11	青森市が指名競争入札の方法により発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。	第2条第1項 別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	令和6年7月25日	令和6年11月24日	4月	
9	近畿日本ツーリスト株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	青森市が指名競争入札の方法により発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けた違反事業者として公表されたため。	第2条第1項 別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	令和6年7月25日	令和6年9月24日	2月	運用基準6（4）に基づき指名停止期間の2分の1の期間を適用